

○甲斐市緑のまちづくり条例

平成17年3月31日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、緑の適正な保全及び一層の緑の創出に関し必要な事項を定め、市と市民、事業者等が一体となって豊かな緑につつまれた美しく明るい生活環境の形成を図り、文化的で安らぎと潤いのあるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化 樹木等を植栽し、育成し、及び保護することにより市民の生活環境に緑地を確保することをいう。
- (2) 樹木等 樹木、樹林、生け垣、草花及び芝等をいう。
- (3) 事業者 個人又は法人で市内で工場、事務所、店舗及び賃貸住宅等を営むものをいう。
- (4) 所有者等 土地の所有者、管理者又は占有者をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、緑化の推進に関する計画を策定するとともに、必要な施策の実施に努めなければならない。

2 市長は、市民及び事業者等の緑化が効果的に推進されるよう、緑化に関する知識の普及及び意識の高揚に努めなければならない。

3 市長は、市民及び事業者等が組織する緑化団体を育成するとともに、これらの団体が自発的に行う緑化活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、緑を愛護し、地域及び家庭の緑化に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たり、緑の適正な保全及び環境の緑化に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(公共施設の緑化)

第6条 市長は、市が設置し、又は管理する公園、学校、庁舎その他の公共施設について、

別表第1で定める緑化に関する基準（以下「緑化基準」という。）に基づき、その緑化に努めなければならない。

- 2 市長は、市内に土地又は施設を有する国及び他の地方公共団体に対し、別表第1で定める緑化基準に基づき、緑化に努めるよう要請するものとする。

（民間施設の緑化）

第7条 市民、事業者及び所有者等は、その設置し、又は管理する住居、工場、事務所、店舗及び賃貸住宅等（国又は地方公共団体が設置し、又は管理するものを除く。）の敷地について、別表第2で定める緑化基準に基づき、その緑化に努めなければならない。

- 2 市長は、前項の緑化について必要があると認めるときは、その状況を調査し、指導することができる。

（花と緑のまちづくり運動）

第8条 市長は、地域の緑化及び緑の愛護思想の高揚を図るため、市民及び事業者とともに花と緑のまちづくり運動を積極的に行うものとする。

- 2 前項の花と緑のまちづくり運動は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 公共施設、地域、住宅、事業所等の緑化の実践
- (2) 花苗及び苗木等の配布
- (3) 緑化に関する技術指導及び知識の普及
- (4) その他市長が特に必要と認める事業

（緑化に関する助成等）

第9条 市長は、第1条の目的を達成するために、緑化を推進する個人又は団体等に対し、指導、助言又は苗木等の供給、あつせんその他緑化に必要な支援を行うよう努めるとともに、予算の範囲内で助成することができる。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（竜王町緑のまちづくり条例の廃止）

- 2 竜王町緑のまちづくり条例（平成9年竜王町条例第3号）は、廃止する。

別表第1（第6条関係）

公共施設の緑化に関する基準

区分	緑化基準
公園	敷地の面積から建築物、附属施設面積を控除した面積の50パーセント以上の緑地があること。
学校	1 敷地の面積（運動場の敷地を除く。）から建築物、附属施設面積を控除した面積の30パーセント以上の緑地があること。 2 運動場の敷地については、当該敷地の面積の5パーセント以上の緑地があること。
庁舎、公営住宅その他の公共施設等	敷地の面積から建築物、附属施設面積を控除した面積の30パーセント以上の緑地があること。

別表第2（第7条関係）

民間施設の緑化に関する基準

区分	緑化基準
敷地の面積が1,000平方メートル未満の場合	敷地の面積から建築物、附属施設面積を控除した面積の10パーセント以上の緑地があること。
敷地の面積が1,000平方メートル以上の場合	敷地の面積から建築物、附属施設面積を控除した面積の20パーセント以上の緑地があること。